

令和5年第6回永平寺町議会定例会議事日程

(11日目)

令和5年9月7日(木)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第46号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第47号 令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第48号 令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について
- 第 4 議案第49号 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 5 議案第51号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 6 議案第52号 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 7 議案第50号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 酒井圭治君
- 2番 長岡千恵子君
- 3番 川崎直文君
- 4番 朝井征一郎君
- 5番 清水紀人君
- 6番 金元直栄君
- 7番 森山充君
- 8番 清水憲一君
- 9番 滝波登喜男君
- 10番 齋藤則男君
- 11番 上田誠君
- 12番 松川正樹君

13番 楠 圭介 君

14番 中 村 勘太郎 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河 合 永 充 君
副 町	長	北 川 善 一 君
教 育	長	室 秀 典 君
消 防	長	宮 川 昌 士 君
総 務 課	長	吉 川 貞 夫 君
契 約 管 財 課	長	竹 澤 隆 一 君
防 災 安 全 課	長	吉 田 仁 君
財 政 課	長	多 田 和 憲 君
総 合 政 策 課	長	清 水 智 昭 君
住 民 税 務 課	長	原 武 史 君
会 計 課	長	石 田 常 久 君
福 祉 保 健 課	長	木 村 勇 樹 君
子 育 て 支 援 課	長	島 田 通 正 君
農 林 課	長	黒 川 浩 徳 君
商 工 観 光 課	長	江 守 直 美 君
建 設 課	長	家 根 孝 二 君
えい住支援課	長	深 水 正 康 君
上 下 水 道 課	長	勝 見 博 貴 君
学 校 教 育 課	長	山 口 健 二 君
生 涯 学 習 課	長	朝 日 清 智 君

6 会議のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	清 水 和 仁 君
書 記	酒 井 春 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） おはようございます。

各議員におかれましては、お忙しいところご参集をいただき、誠にありがとうございます。ここに11日目の議事が開会できますことを心より厚く御礼を申し上げます。

今定例会はクールビズ期間に伴い、本町においても議会開会中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付しておりますので、よろしく願い申し上げます。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第46号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、議案第46号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算について、を議題といたします。

理事者から令和5年度9月補正予算説明書を頂いております。

また、去る8月21日には詳細説明を受けております。これらに基づき十分なるご審議をいただきますようお願い申し上げます。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（多田和憲君） それでは、議案第46号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算について補足説明をいたします。

まず、歳出の主なものからご説明いたします。

議案書の148ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目5企画費の負担金補助及び交付金のうち、企業立地促進事業助成金1,115万5,000円につきましては、企業立地促進条例に基づき町内に進出された企業に対する補助金でございます。

同じく企画費の貸付金195万6,000円につきましては、宅地造成のために寄附を受けた土地におきまして、測量登記を行う資金を土地開発事業特別会計に貸し付けるものでございます。

目9防災費177万9,000円につきましては、今年度地区要望を受けました21地区分の消防施設整備に係る補助金でございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、負担金補助及び交付金180万円につきましては、県の事業でございます新婚新生活支援金6件分を計上するものでございます。

おめくりいただきまして149ページお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4児童福祉施設費、需用費のうち修繕料と工事請負費、備品購入費につきましては、令和6年4月から志比南、志比北幼稚園でゼロ歳児保育を実施するための施設改修費用及び備品購入費用でございます。

需用費のうち賄い材料費321万5,000円につきましては、食材が高騰する中で給食の質を維持するため、幼稚園において7月分からの賄い材料費について11%の増額を行うものでございます。

また、負担金補助及び交付金724万円につきましては、認定こども園に対し保育用タブレット整備や、延長保育などに係る費用及び給食の食材や、電気料金の高騰分を補助するものでございます。

150ページお願いいたします。

款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、負担金補助及び交付金のうち、小規模農家営農継続支援事業補助金200万円につきましては、個人農業者の農業用機械整備に対する補助金2件分を追加するものでございます。

目4農地費の740万円につきましては、県単土地改良事業の配分が増額されたため、2か所分の工事請負費を計上するものでございます。

151ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項2林業費、目3林道費、工事請負費1,000万円につきましては、吉峰地区における林道拡幅工事に係る費用でございます。

款7商工費、項1商工費、目2商工振興費3,370万円につきましては、エネルギー価格高騰の影響を大きく受けている、事業者及び省エネルギーにつながる

る施設整備を行う事業者を支援するものでございます。

目3観光費、負担金補助及び交付金のうち門前再生事業補助金387万円につきましては、門前再生事業分として寄せられた、企業版ふるさと納税の9割を事業者に補助するものでございます。

152ページお願いいたします。

一番下の款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費118万2,000円につきましては、志比北小学校と志比小学校の統合準備として、志比北小学校児童への新しい体操服の支給、及びスクールバスの試験運行を行う費用でございます。

153ページお願いいたします。

款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費、負担金補助及び交付金のうち補助金につきましては、地域スポーツチームによる地方創生支援事業分、及びカヤックスクール施設整備分として寄せられた、企業版ふるさと納税の9割をそれぞれの事業者に補助するものでございます。

154ページお願いいたします。

款10教育費、項6保健体育費、目2体育施設費、委託料361万9,000円につきましては、緑の村グラウンド及びふれあいセンター周辺の道路において支障木の伐採を行うものでございます。

目3学校教育費729万9,000円につきましては、幼稚園・幼稚園と同様、小中学校において7月分から賄い材料費などについて、11%の増額を行うものでございます。

次に、主な歳入についてご説明いたします。

145ページにお戻りください。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金3,031万6,000円は、町内事業者向けの補助事業や認定こども園への補助の財源とするものでございます。

款16県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金のうち、節1社会福祉費補助金327万5,000円は、社会福祉施設等に対する物価高騰対策支援の財源とするものでございます。

146ページお願いします。

節3児童福祉費補助金340万6,000円は、新婚新生活支援金や認定こども園への補助などの財源とするものでございます。

目5農林水産費県補助金370万円は、県単土地改良事業補助金の増額分の財源とするものでございます。

一番下、款18寄附金2,060万円は、企業版ふるさと納税でございます。内訳につきましては、門前再生事業分430万円、地域スポーツチームによる地方創生支援事業に300万円、カヤックスクール施設整備事業分1,120万円及びその他の事業が210万円となっております。

147ページをお願いいたします。

款19繰入金、項2基金繰入金、目4まちづくり基金繰入金195万6,000円は、宅地開発推進事業への貸付金の財源。それと、目11森林環境譲与税基金繰入金229万円は、山ぎわ森林整備事業補助金及び町単林道事業の財源とするものでございます。

以上、議案第46号についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） それでは、予算説明資料に基づき各課ごとに審議を行います。

総括審議は課ごとの審議終了後、第1審議の終了前にお諮りいたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、総務課関係、一般会計予算説明書39ページを行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） 39ページ左側をお願いします。

今財政課長から説明ありましたとおり、ふるさと納税の寄附金のうち、スポーツ支援、門前再生事業の支援、カヤックスクール整備事業支援の助成と寄附金額の1割につきましては、ふるさと応援基金に積みまして町の事業に充てるというふうになっていきますので、その分、合計185万円を基金に積むものでございます。

37ページの歳入でございますが、ふるさと納税寄附については2,060万円分の補正をお願いしています。今の3事業で1,850万円ございました。残りの210万円に関しましては、デマンド交通の事業に100万円、商工観光課の振興の補助に100万円、学校給食に10万円というふうに寄附者の要望につき充当させていただきますので、その事業につきましてはそれぞれの審議の中で事業内容をお願いしたいと思います。

以上、補足説明終わります。よろしくお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次に、契約管財課関係、39ページを行います。
補足説明を求めます。
契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） 庁舎管理諸経費36万3,000円でございますが、
備品購入費となっております。本庁舎1階のシュレッダーが経年劣化をしまして
壊れております。メーカーに確認しましたところ、かなり過去のものということで、
部品が修理をするに当たりまして原材料がないということで購入に至る形に
なります。

1階につきましては、個人情報がかかなりありますので早急に対応したいという
ことで今回上げさせていただいております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。
質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） シュレッダーの件ですけれども、以前聞いたかも分かりま
せんけど、どれだけの使用をしていたのかということと、あと個人情報ですから
紙だけではないのだらうと思ひますけれども、シュレッダーでもいろいろ機能が
ありますから、どういったものを購入されるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） 1日どれぐらい使用していたかということにつきま
しては、申し訳ございませんが把握してございません。ただ、シュレッダーにか
けるものとしましていろんなものがござひますが、当町で行っているシュレッダ
ーの内容としましては主に紙です。紙のみのシュレッダーということでご理解い
ただきたいと思ひます。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 何年ぐらい使ったかで結構ですので。

あと、CDとか、あとこういったマイナンバーみたいなああいうカードなんか
もシュレッダーをする必要があると思ひますので、それは別にあるのですか。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） 約十二、三年です。

物としましては、CDとかMDとかいろいろ昔はありましたが、そちらについてはこちらのほうではシュレッダーにはかけてない状況です。

CDとかそういったものにつきましては、壊して、破砕して処分しているというような状況です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次、総合政策課関係、40ページを行います。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） それでは、補正予算書の40ページ左側をお願いします。

デマンド交通促進事業です。企業版ふるさと納税の寄附金に伴います財源組替えでございます。

それでは、40ページの右側をお願いします。

まちづくり推進事業です。これにつきましては、コロナ禍により減少した自治会のコミュニティ活動を活性化するため、自治会の活動の新たな担い手の参画を目的とした、住民交流イベントの開催を支援するために、県の補助事業となります。集落活性化支援事業の補助金として、100万円を補正するものです。県の補助の補助率は2分の1、上限25万円で、残り2分の1は自治会の負担という形になります。

ちょっと経緯申し上げますと、8月4日に区長にお知らせをして配付をしております。今現在、4地区のほうから申請がありまして、またこれは県のほうの補助申請をさせていただく予定をしております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） これはコロナ禍でなかなか滞った住民コミュニティの回復ということで非常に期待しているのですが。私は、一応区長会でどのようにPRしたのか。区長会でPRしていると思うのですが。

例えばその内容とかそういうようなのは、結局、私こう言うと一応4地区からの申請ということですね。うちらは全部で地区言うと90ぐらいあるはずですね。集落別で言いますと。そうすると、90集落で4集落と、私から見れば非常に少ないなというような気がするのですよ。だから、PRの仕方とか、例えば事例じゃないけど、例えばこういう項目、過去にやっていたけど今回復旧するためにこうだとか、いや、規定の中でこういうものはちょっと外されるけど、こうだとかいうきちっとしたPRをしたのかどうか。私は結構そうすれば、ああ、過去にやっていたけどこの機会にちょっと復活してみようとか、そういう気持ちにもなるので、そこら辺りの状況をお知らせいただければと思います。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） この事業につきましては、県の補助事業でございます。実は県の6月補正の中に新たに組み込まれた事業でございます。私どものこういう事業がありますという説明が7月中旬か下旬にございました。それで、もう8月に大体の件数を知りたいということで、早く照会をしてくださいということを受けました。それがありまして、8月4日に区長さんのほうに直接こういう事業でこういう要件でこういう事業がございますので、要望のあるところはお手をお挙げくださいとなっております。

ここについては、各全県内の市町に関しても、そのとき初めてこういうふうなのをお聞きしましたので、それから動いたという経緯でございます。

そういうこともございまして、例えば区長会の方を全て集めてご連絡するとか、そういうところの時間がなかったということでございます。

○議長（中村勘太郎君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） これの締切りは結構早いのですか。というのは、私はさっきも言いましたように、なかなか行き届かなかったのではないかと懸念をしているわけですよ。そこら辺りはお知らせが難しかったのではないかって。

それから、今ほど県から出ているそういう要望とか、そういうものがあればお示しいただければと思うのですが。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） この事業につきましては、あくまでも県の補助事業で、町の集計の窓口となって県のほうへ申請する事業です。先ほども申しましたが、その発表を私どもの説明会の時間が7月の下旬ということで、県のほうの締めがもう8月の下旬にしてくださいと決まっております。期間がちょっと短い

ところもありまして、要項、こういう要件ですということの中に組み込んで全員区長様のほうにお知らせをしたという経緯でございます。

県の要項については、もう区長さんの配付資料にありますので、これをお示しくださいというのであれば事務局として出させていただきます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） もう8月下旬に締め切っているわけですから、今さらということもありますが、やはり私もさっきから何度も言うようですが、PR不足なのか、そういう気が私はしてならないのですが。時間がなかったと言えばそれまでかもしれませんが、そういう思いがあるので、ぜひこれからもよろしくお願ひします。

一応資料出してください。

4地区はどこでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず初めに、これ県の窓口になっているのと、この事業をやられるのも7月の後半のときに、初めて町が窓口になってくださいというのを県から言われて、町も急いで対応をしたというのが現状です。1か月以内にということで、総合政策課もなるべく伝えられるように、伝うように、そういうことで区長さんにも案内して現状に至っています。

今議員おっしゃるとおり周知とかありますので、また県のほうの要望の中で次からこういった事業をするときにはもっと事前に、また事前に教えていただければ周知もできますので、事前のそういったものをまたいろんな場でお願ひもしていこうと思います。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 今ちょっとご相談寄せていただいている地区は、決定はしておりません。今から県のほうにまた申請をして、決定ではございませんので。上志比地区で3件と松岡地区で1件今頂いております。

今頂いている計画をお聞きしますと、例えば秋祭りへの補助であったりとか、ウオークラリーであったりとか、クリスマス会を今予定しているという地区があります。そこに対しての補助という形になります。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次、住民税務課関係、41ページを行います。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） それでは、住民税務課関係について補足説明いたします。

予算説明書41ページ左側をお願いいたします。

町税徴収収納事務事業につきまして、今回は法人町民税の均等割額の還付金の補正をお願いするものです。均等割につきましては、資本金等の額及び従業員数で決定しておりますが、今回、申告の基準日における従業員数が50人以下となった法人が1社ございまして、予定の税額より確定額が130万円減額されますので、その分の補正をお願いするものでございます。

また、右側、清掃総務事務諸経費につきましては、環境美化の啓発看板につきまして、今年度、劣化等による交換が増えておりまして、在庫が不足してきましてので補充費用の補正をお願いするものでございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次、福祉保健課関係、42ページから44ページを行います。

福祉保健課長の説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、43ページ右側をお願いいたします。

母子保健事業27万3,000円の増額ですが、保健師2名が現在育休に入っております。乳児産婦訪問事業の運営に支障を来すため、在宅保健師の活用ということで不足する備品購入を補正するものでお願いします。

状況につきましては、9月以降の訪問、年間約120件のうち40件から50件の訪問を予定しております。

それから、44ページ左側、保健予防会計年度任用職員の職員給ですが、1万8,000円財源組替えでございます。今回、乳幼児身体発育調査委託金ということで県事業を受託いたします。1万8,000円の補助金がございますので、会計年度任用職員のほうに財源組替えをお願いするものでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 43ページのところです。今ほどご説明で2人が産休に入っているいろんな形で不足するというので、助産婦さんの補助ということになっています。

ちょっと聞いたところ、先ほど120件のうち四、五十件を行かれると。四、五十件も訪問して20万円でいいのかな。私はもっとあげてもいいのではないかなという気がします。

結局、新しくお願いするわけですから、これが例えば四、五十件が1日で回れるものじゃないと思いますので、そうすると何か報償的に少ないような気がしたので、そこら辺りちょっとどうなんかなというのをお聞きしたかったです。

それから、44ページのところの、コロナウイルスでの副作用だろうと思うのですけれども——副作用というのか、そのとき出た症状で、参考までにどういうふうな症状だったのか分かったら教えてください。

受けた後、僕らも15分とか20分それで待っていますけど、いろんな症状があるのだろうと思うのですが、ちょっと参考までに副作用の例が分かったら続いてお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 43ページ右側の件ですが、年間多くて120件の出産が見込まれます。もう9月に入りますので多くて50件までだろうということをおもっております。

訪問する多分状況によって行政保健師が行くのか、在宅保健師が行くのかというのは調整したいと思っておりますし、あくまでも予算の範囲内で調整して事業を実施したいと思っております。

44ページ右側の健康被害の状況でございますが、接種後のしびれというか、腕のしびれが残っているという状態で治療にかかる3割負担分、それから1日当たりの見舞金的な形で予算計上をしております。あくまでも国の審議会のほうで認められた金額と。請求金額について認められたという形でございます。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 一人の人が四、五十回行くというのではなくて、そのうちの

例えば5件かそこらという判断ですね。はい、分かりました。一人がその40件、50件って最初に思ったので。

ありがとうございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 43ページのいわゆる今の訪問に関する保健師の問題ですけども、在宅保健師という意味が。要するに、勤務せずにフリーで自分の好きな時間に回るというやり方なのかって。ちょっとどういう形態なのかというのを聞きしたいと思います。

それから、44ページの今上田議員も質問したけれども、しびれというのですが、それ、実際どういうものなのかというのを言って、皆さんに示すことも大事じゃないかと思う。

私もしびれて大変ですけど。いや、本当に。冗談でなく大変です。

そういうのがあんまりよく分からないですね。個人の話でどうのこうというのでなしに、どういうワクチン接種によって状況が起こったのかというのは、本町だけでなしに、ほかのことも含めて言って示してもらうのも大事なのかなって思います。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 在宅保健師の定義ですが、特にそういう専門的な用語があるわけでもなく、説明に対して在宅保健師という言い方をさせてもらっています。保健師の資格はあるものの、特定の企業とか団体に所属することなく、おうちにいらっしゃると。ご家庭で子育て中なり、おうちにいらっしゃるというフリーランスに近い方だと思っております。

保健師のネットワークの中でそういう協力をいただけるという方を探してきてお願いする、委託する、委嘱する、そういう形で進めていきたいと思っております。

他の市町においてもこういう形でこの事業を展開しているところは多くあります。

母子保健法と児童福祉法のほうで定められた、全戸訪問というのが目標でございますので、なるべく行政内で無理のないような体制を取りながら継続していきたいと思っております。

健康被害についてですが、これは永平寺町にとっても初めてのことでございま

す。健康被害の調査の委員さんを指名しまして、その中で請求いただいた内容を審議する。そのときに県に申達して、県は国に申達するという手続になっています。

そのドクターの判断の診断書、それを国のほうで審議して認めるという形の手続になります。イメージとしては、障がい認定の手続に近いものかなということでご理解ください。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次に、子育て支援課関係、45から47ページを行います。

補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） それでは、子育て支援課関係の補足説明を行います。

説明書の46ページの右側をお願いします。

ふく育応援事業58万5,000円につきましては、子育て世代や妊婦の生活を応援するために、高校3年生までがいる対象世帯に、1人当たり1,500円分のデジタル地域通貨発行用のQRコードを記載されたはがきを、郵送するための郵便料などを補正するものであります。なお、県10分の10事業となっております。

続きまして、47ページの左側をお願いします。

出産・子育て応援交付金事業12万5,000円につきましては、妊娠時に5万円、出産届時に5万円支給される事業で、県において11月からデジタル地域通貨事業を介するに当たりまして、現金ではなく、デジタル地域通貨を選択した場合には、5%分を上乗せするに係る委託料を補正するものでございます。県10分の10の事業となっております。

以上、子育て支援課の補足説明とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 子育ての問題で言うと、45ページの左側ですね。認定こども園にいろいろ支出が示されています。当然必要な内容だと思うのですが、いわ

ゆる給食食材の賄い費ですけど、認定には15%として、ほかの学校や町内のほかの幼稚園については11%となっていますよね。その差はどういうことなのかということが一つ。

2つ目、45ページの右側です。北保育園と南幼稚園でゼロ歳児の保育ができるように改修するということですが、つまり北でも始めるということはこれで北地区の保育園の存続の問題について言うと、統廃合はなくなったと見ていいのですか。

それで1回目は。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 給食の賄い15%の件につきましては、これは県の補助事業でございます、県のほうで15%という指示を出してきております。

なお、うちの11%につきましては、学校のほうと話をしまして、学校のほうで学校給食のほかの市町の統計を見まして11%ということで11%とさせていただいております。

それと、北の統廃合につきましては、実際、来年度からゼロ歳児保育を始めるわけですが、当分の間はゼロ歳児を行うということで様子を見ていきますが、統廃合がなくなったわけではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 志比北幼稚園、南については、何度も申し上げていますが、当面はやっぱりそこは今考えずに、しっかりと子育ての体制を整えていくということは何度も申し上げています。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 県の補助事業だから賄い費は15%支援すると。町内は11%って。それは明らかに差が出てくるのでないですか。それは幾ら話したといっても、どっちかが甘い辛いかわかりませんか。そこをちょっと十分考えないといけないのではないかなって。

それ、本町の場合は町が全部支援しているからそれはそれでいいのですが、11%と15%はかなりの差がある。率直に言うと、永平寺の子どもたちは食材が賄い切れない金額でやらないといけないということもあり得るのか。認定については15%ですから、それなりの金額が確保できる。十分足りているのだろうか。子どもたちに食べさせられるのだろうか。そこはやっぱり考えないといけないデリケートな問題があるのでないかなって思います。

それと、47ページの左側で、県の委託事業ということでやるのですが、これは全く委託する、委託受けるための費用の計上だということでもいいのですか。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 県の委託事業だと考えております。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 給食の件についてですけど、昨年永平寺町は4%上げております。今年度は11%上げました。これもう一つは、またこれからも物価高が上がっていく中で、またさらに補正をお願いすることがあるというのも、皆さんにお話をさせていただいていますので、去年からずっとですが、公立の園の給食に対しましては無理のないように進めるように。予算を組ませていただいておりますが、物価が上がってきますと前倒しというか、上がっても予算内で足りないでなしに、それを先に使わせていただいて、それは去年からやらせていただいておりますが、今回のように11%また持たせていただいて、またこれも物価がさらに上がっていくことも予想されますので、それに応じて12月か3月にまたお願いをするという形を取らせていただいておりますので。

これは給食の消化をずっと進めてくる中でも、昔、最後のほうは予算がないからデザートがないとか、そういった時代がありました。これは議会の皆様のご理解もいただいて、最後の補正で調整させていただく、増額をと、そういうスタンスでずっとやっていますので、子どもたちの給食についてはまたしっかりとやっていきたい。小中幼併せてやっていきたいと思っておりますので。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 今町長言われましたけど、本当に本町の学校給食は、それは学校のところで言わなければいけないのかも分からないけれども、少なくともいろんな賄い費が上がっても、負担を求めずに町で賄いの分については増額するというので、そういうこと最初から示していますから、それは県下にもそういうことが知れている。非常にやっぱり町の姿勢としては、私としては大事な問題かなと思います。それについては評価しているところです。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） すみません。ちょっと分からないので詳しく教えていただきたいと思っております。

今ほどの賄のところは同じくお聞きして、ありがとうございました。

それと、45ページのこれ、町長が当面は維持してというふうにお聞きしましたので、それはありがたく思っております。

もう一つ、47ページのところですが、20人というのは今年永平寺町で20人の出産予定があるよ、というふうな見方をすればいいのかというのが1点と、それとそれについて5万、5万というのは県のあれで、窓口がこっちだと。それを例えばデジタルの通貨というのですか、例えばスマホか何かで読み取ってくる。そのQRコードが各個人充てに送られると。それをすることによって親御さんがその5万円分プラス上乗せがあるって言っていましたが、それでそのデジタル通貨として地域でそれを使えるお店がここここならそこで使えると、そういうふうな発想でよろしいのですか。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 県のほうでデジタル管理会社を設立しまして、ここで一括して事務処理を行っています。そのQRコード、デジタルで上乗せ分を欲しい方はそこで聞いて、その管理会社にこの人は使えますと言うと、そこから通知とかが全て行って、うちはその後委託会社から請求来た分をそのまま払うという形なので。

人数につきましては、今1か月大体20人ぐらいなので、5か月で100人ということを見込んでいまして、県のほうで半分を見てほしい、予算を取ってほしいということで50人分の予算を見ております。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。また詰めたことは。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次、農林課関係、48ページから50ページを行います。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 農林課からでございますが、特に補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 48ページから。農林課全体に言えるのですが、以前は例えばいろいろな自然なんかについても、どこの林道とかどこの土地改良とか、そういうような明細が書いてあったのですが、今はほかのところも消えています。農林課は特にそういう地域が分からない説明になっているので、そこはできるだけ分かりやすくしてほしいなと思うのが一つ、全体的にね。

49ページの左側ですけど、松岡多目的集会センターの引込開閉器盤がというのですが、これ場所どこですか。

あと、50ページの左側にしても、何地区、何地区とは、3地区分とは言うのですが、そこらは少し分かるようにしておいていただくとありがたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） すみません。最後のほうがちょっと聞き取れなかったのもう一度お聞かせ願えれば。最後のご質問が分からなかったのです。

まず、多目的集会センターの引込盤ですけれども、多目的集会センターの国道ですか、入り口に向かって右側の植え込みとかあるのですけれども、吉野小学校のグラウンドとの境目に引込みの盤がございます。腐食で底が抜けておりまして、今後冬なんかにはそこに水がついたりすると漏電するおそれがあるということで、今回修繕を上げました。

場所はざおう荘のことを言っております。

あと、補助金なんかですけれども、個別の県の補助事業とか町単の小規模の補助事業につきましても、個人の補助になることから個人のお名前は出さずに、個人何件とか集落への何件、というような説明をするようにしております。

そのほかで、今、山ぎわ森林整備事業につきましては、今回の補正対象になるのが吉峰地区と浅見地区でございます。

それと、山林内道路整備補助金につきまして今回補正として上げさせていただいているのは、上吉野地区と浅見地区と山鹿地区でございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長、今金元君がおっしゃっているのは、要求しているのは、町内のそういった公的施設、特に農林課関係の名称、そういったざおう荘とか、吉野地区のざおう荘。そういった名が分かりにくいので、こういうような書類には明記するようにお願いしたいと、そういうふうにおっしゃっています。

河合町長。

○町長（河合永充君） 今金元議員のご指摘のように、これからこの説明資料には地

域等を載せて分かりやすい説明に努めさせていただきます。

また、農林課だけではなしにほかの課にもこれは今全ての課長いますので、ほかの課も徹底するように。

ただ、どうしても出せないとき、それはまたありますので、そういったときはまたご理解いただきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） ざおう荘とって、それは私の近くですからよく分かっています。非常に分かりやすいですね。でも、「松岡多目的集会センター」って書いてあるのですが、正式には「集会施設」のはずですよ。でなかったかと僕は思っているのですが。

だから、それはややこしいと思います。構造改造センターってどこやって。農村生活センターってどこや。京善でしょう、あれ。構造改造センターって御陵でしょう。だから、そこは一度名称を変えたらどうですか。

合併のときに唯一、1つ変えたのがあった。いわゆる古市の開発センターです。あそこは農山村活性化って物凄い名前やったのです。そんな分かりにくいを分かりやすいのにしようと言ったら、あそこだけ変えた。それ以外は変えなかったです、合併のときに。

そんなことを考えると、僕はもう補助金をもらっていろいろやった事業で名称なかなか大変やというのが分かるのですが、御陵の構造改善センターって「御陵センター」でもいいですから、名前をきちっと整備して、いろいろ町内の施設が分かりやすいようにしたほうがいいと思うので、ここは嫌みも含めてあったので。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 僕もそのとおりだと思います。ただ、これ、条例改正が必要になりまして、何らかの施設の条例の改正があるときに、名前というか、条例の中に通称とかそれも入れることができますので、それは施設を持っている各所管課がこれから気を張りながら、例えば料金の変更や、いろいろな変更の条例改正のときに通称か名前の変更かちょっと今あれですが、そういったのは心がけていく。しっかり頭に置きながら条例のいろいろな改正のときにそれを盛り込んでいくということをまたしっかり皆さんに通知していきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次に、商工観光課関係、50ページから52ページ

ジを行います。

補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） まず、50ページ右側、新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。こちらは、物価高騰の影響を受け厳しい状況にある事業所に対し必要な支援を実施するため、補助金を補正するものでございます。

メニューといたしまして2つございます。

まず1つ目、価格高騰等負担緩和給付金970万円でございますが、こちらは電気・ガス料金の高騰に伴う支援でございます。条件といたしまして、高圧電力、特別高圧電力の契約をしているということで、特に電力を消費している事業所様への補助金ということでございます。前年比、前年と比べまして電気料金、ガス料金が値上がりしている月に対して、給付をしていくというものでございます。

こちらのほうは、昨日全協でも町長から説明いたしましたとおり、県のほうも今9月補正で同じようなメニューを出してきております。県のほうが1事業所当たりの給付額が大きい状況でございますので、多分、事業所さんのほうは県のほうへの申請ということを優先されるというふうに想定しております。

もう一つでございますけれども、経営環境改善事業補助金でございます。こちらのほうは、町内事業者に持続的なコスト削減に対する取組と、あと今ゼロカーボンシティ宣言の取組の一環といたしまして省エネルギー性能、省CO₂性能に優れた設備の導入に対して補助金を給付するというものでございます。

補助対象設備におきましては、高効率の空調とかLED化、高性能ボイラーなどメニューを絞らせていただきまして給付をさせていただきます。補助上限額80万円といたしまして、30件補助を予定しているところです。

続きまして、51ページ左側、観光情報発信事業でございますけれども、こちらは北陸新幹線の福井開業に合わせて、今年の11月8日から開催いたします北陸プレDCの出展に係るブース設営で必要になるテーブルクロス、のぼり旗を補正するものでございます。

続きまして、右側、地域資源活用事業でございますけれども、こちらは松川議員の一般質問でもございました、官公庁事業の採択を受けた福井県広域ウエルネス推進協議会が実施します、事業への負担金を計上しているものでございます。

続きまして、52ページ左側、観光まちなみ魅力アップ事業でございますが、こちらは企業版ふるさと納税を活用した、門前再生事業における企業版ふるさと

納税活用支援事業補助金の補正をするものでございます。

続きまして、右側、町営駐車場施設管理諸経費でございますが、こちらはコロナで止まっておりましたが、今、北陸新幹線、中部縦貫自動車道の県内全線開通を見据えまして、観光客増加を見込んで駐車場整備するというものでございまして、町営の第2駐車場の区画線が薄くなっているところを区画線の工事、また第3駐車場におきましても区画線がなくなっているところの区画線の整備と、あと国道から町営駐車場に入ります橋梁の舗装を整備ということで工事費を計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） ちょっとお聞かせください。よろしく申し上げます。

51ページの北陸プレDC出展、これは例えばどこ。例えば観光物産協会が出るとか、またはブランド事業のところが出るとか、そういうような形で11月8日からということ聞いていますが、大体どういうところが出展するのかという点をお聞かせください。

それから、私ちょっとよう分からんのですが、ウェルネス推進事業の補助金というので、例えばこの事業の内容、ごめんなさい、勉強不足で申し訳ないのですが、ウェルネス事業というのはどんなので、例えば当町ではどういうところが関わってくるのかというのをちょっとお聞かせいただければ助かります。

それからもう一つが、これは52ページの右のほうですが、第3駐車場のロープ、分かるのですが、よく除雪は必要になるのですよね。除雪やると結構ロープまた引っかけちゃうというのが多々あると思うので、除雪の際に何か難しいんかもしれませんが、ロープ引っかからないような。よく見ているとそのロープが引っかけてぼんと外れているのがよく、設置したときはあれですが、1年、2年たつと外れているのをよく見かけるので、ちょっとそこら辺り気をつけていただきたいと思いますので、その点ちょっとお聞かせください。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） まず、プレDCでございますけれども、こちら今、商工会、観光物産協会とSHOJIN協議会等々今出展の準備を進めておりまし

て、今具体的にどこが出るかというのはちょっとまだ、みんなで協力してまず何を持っていくかというのもございますので、そこら辺から今まだ協議中でございます。

今確実に決まっておりますのが、1日目に各市町PRコーナーがございますので、そこで永平寺町を全体的にPRするコーナーと、あと屋台コーナーというところがございますので、そちらのほうはできましたら何を持っていくかによってその事業者さんに出ていくような形になっていくというふうに考えております。

それと次、ウェルネスのほうでございますけれども、こちらは昨日ちょっと一般質問でもお答えさせていただいておりますが、特別な付加価値のある体験コンテンツをつくるということで、大本山永平寺さんと吉峰寺を中心としたコンテンツを創成しているところでございまして、坂井、あわら、永平寺町、3市町で連携して取り組んでおりますけれども、まず、この補助金を使う場所としますと今永平寺町ということで主に使ってまいります。

事業費は総事業費で1,600万円でございますが、国の交付金対象となっているところは1,400万円でございますので、差額の200万円は民間事業者さんが自分で捻出する部分というところで、この1,200万円が国の交付金で出ますので、残りの200万円のところを3市町で負担をするというところの負担金でございます。主に体験コンテンツ、イベント造成ということでこれが使われていくということをご理解いただきたいと思います。

続いて、町営駐車場でございますけれども、こちらのほうはそのロープがなくなったのが議員さんおっしゃいますとおり、除雪のとき無理に押して切れるというふうに聞いております。

状況を見ていますと、やはり2月、3月ぐらいまでは、3月後半ぐらいから大本山永平寺さんの観光客入りが多くなってまいります。第3駐車場までは3月には入らない状況ではないかというふうに思っております。

そういう観光客の入り込みの状況、町営駐車場の稼働状況を見ながら、除雪のほうは進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

まだありますか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 先ほどありがとうございます。

体験型観光コンテンツ、また内容いろいろ具体的にあったらまたお知らせください。ちょっと分からんところがあるので。

頂いているのですかね。

○商工観光課長（江守直美君） はい。

○11番（上田 誠君） 全協か何かで頂いているのですか。すみません。

それと、先ほど言ったように3月までやったら、除雪しなくてもあそこら辺り第2駐車場ぐらいまでで収まると思うので、おっしゃるとおりだと思いますので、またそういうふうによろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

8番、清水君。

○8番（清水憲一君） 8番、清水です。

50ページの右ですけれども、電気料金の価格高騰に対する補助金、昨日の全協の中で県のほうの補助金が出た場合には、これはなくなるという具合におっしゃっておられたかと思うのですけれども、要は永平寺町の場合、中小企業のほうの割合が非常に多いと思うのですけれども、電気料金自体がもう2年前から高騰が始まっていて、今の県の補助金というのは昨年1年間の実績と今年の4月、5月、6月ですか、そこら辺りの電気料金との比較ということで、もう既に高くなったところから、さらに一段上がったところとの兼ね合いで、補助が出るというものであって、なかなか引っかけづらいということがあります。実際、件数聞いてもそんなに申請通っている件数は少ないとお聞きしております。

それもやはり中小零細企業が多いため、生産は上がってはきているのですけれども、それが価格転嫁できていないというのが非常に大きな問題でありまして、そのところを埋めていくためにも、ぜひとも県のほうのそれが出たとしても、あえて町として補助金を、それに追加で出していくべきと思っております。

たしか1回目の県のそういうのがあったときに、町も連動して10万円補助したかと思うのですけれども、それと同じ状況でやっていただければいいかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 県の補助は、電気代に及ぶコストの5%というのが最初。5%上がったところで、物価高騰を先ほどおっしゃられた、価格に転嫁できている部分も結構あって、業種によってはおおむね転嫁できているという業種もあれば、なかなかちょっと転嫁が厳しいという業者もある中で、県はその5%コストが物

価高によって上がったところを設定しました。

ただ、これをやったところ、おっしゃるとおり、5%という永平寺町内で15社しか対象にならなかったということで、町としてはもうちょっとやっぱり救いたいなということで4%、3%の方も県までお金出せませんが、ある程度やろうというのは実は今回の予算だったのです。

これを進めていく中で、設計も商工会とか皆さんと話して、これぐらい支援していこうという中で、県のほうがちょっと後になったのですが、多分、議論があったのだと思います。今おっしゃられたとおり、なかなかそれでは救えるところも少ないよということで、私たちが思っていることと一緒にことをやっぱり県が対応していただいた。

町ができる範囲というのもちょっとやっぱり限られている中で、県はその3%、4%も対象にして、私たちが支援の金額やっぱり大きいので、そこを優先していただけたらなと思って。そこにさらに町がのせますと、物すごい金額の補助になってしまいますので、そこについては今回、では県の事業がもし9月議会で議決されれば、そちらを皆さんにお勧めをしていって、その分の物価対策事業をまた昨日ちょっとお話しをしました水道代とか、皆さんに行き渡るような、そういったところに充てていこうということをしています。

もう一つ、国から来ています物価対策の補助金7,400万が今永平寺町の枠で来ていまして、その中でこういうのを使わせていただいて。その枠内よりももちろんオーバーをさせていこうとは思っていますが、その枠内でいろいろ事業を取り組んでいるところですので、またいろんな形でご理解もいただきたいなと思うところもありますので、よろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次、建設課関係、53ページを行います。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それでは、53ページ左側をお願いします。

今回の入替えを予定しております手押型の除雪機につきましては、昨シーズンの後半になりますが、ロータリーの回転不足が原因で、雪が詰まったりするなど歩道除雪に支障を来していたところであります。

そのため、シーズン前に除雪機の修繕を行いまして、今年度も使用する予定でございましたけれども、この除雪機は認識がかなり古く、修理に必要な部品がない

といったことから、今回、除雪機の更新を行いたく、64万1,000円の補正をお願いするものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので次に、えい住支援課関係、53ページから55ページを行います。

補足説明を求めます。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 53ページ右側をお願いします。

移住定住促進事業についてですが、子育て世代をターゲットに効果的な情報発信を行うために、委託料をお願いするものでございます。

転入者へのアンケートから県内からの転入者は、子育て世代が住宅の新築や借換えを検討する時期である、また傾向であると分析をしており、子育て世代を対象を絞って永平寺町の暮らしやすさを発信するものでございます。

54ページ左側をお願いします。

企業立地促進事業でございます。永平寺町企業立地促進条例に基づきまして、令和3年10月に創業を開始した、町内進出企業に対する補助金をお願いするものでございます。補助金の期間3年のうちの2年目でございます。

内容につきましては、施設設置の助成金、機会設備等設置の助成金でございます。

企業名は、ビーイングホールディングスでございます。

54ページの右側をお願いします。

宅地開発推進事業でございます。全協に説明させていただきました、清水地区でご寄附のお申出がある土地につきまして、宅地造成を進めるために分筆測量を、まちづくり事業より繰入れし、土地開発事業特別会計に貸付けするものでございます。

55ページ左側をお願いします。

地域少子化対策推進事業でございます。県におきまして29歳以下の新婚夫婦への支援制度を創設されており、町におきましても活用できるように新制度を新設するものでございます。

55ページ右側をお願いします。

住宅支援事業でございます。多世代同居リフォーム及び子育て世代等移住者の住まい支援として、空き家を購入するための補助におきまして、申請件数増加が見込めるため、補助金をお願いするものでございます。当初予算の中での件数につきましては既に補助の申請があり、交付決定をしております。それぞれ2件、多世代リフォーム2件、空き家購入2件につきましては、相談を受けているものについて計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 54ページ右側の住宅開発推進事業の件ですけれども、これは土地開発事業特別会計への貸付金というふうになっているのですけれども、これ、回収の見込みがあるのか。どこから回収するのかが分からないのですけど。本来ならば、売って、それで収益が上がるのであれば、それは投資という形の先行投資になるのではないかと思うので、貸付金にならないのではないかと思うのですが、その辺ちょっとご説明いただけたらと思います。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） これ、収益は土地が売れたお金をもってやっています。特別会計というのは基本独立採算ということで、今、その特別会計に一般会計から繰出しじゃなくて貸付けをして、そっちの特別会計内でその土地の売上げといいますか収益をもって、こちらからの貸付金の補填に充てていくと。その売上げを一般会計に返すという。そちらでもし貸付金より売上げが大きかった場合は、その会計内で積んでおくと、そういったのが会計への正しいやり方というふうなことを、監査委員さんからもご指摘いただきまして、今回は貸付けという形を取らせていただいております。

○議長（中村勘太郎君） 2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 最終的に土地の売り上げたお金、民間で言う利益というのが出てきた場合は、町の会計に入ってくるわけですよね。特別会計から今度一般会計のほうに入らないのですか。ずっと特別会計のまま、その売上げ、要するに収益金というのは残っていくわけですか。それはちょっとおかしいのではないかと思うのですけれども。

そうなってくると、貸付金というのは分からないではないですけども、あくまでもその土地を整備するための投資、その投資をすることによって土地が整備されて、それによって販売できるということになれば、貸付けというのではなくて、これは繰出しになるのではないかというふうに思うのですけれども。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） これまでそのように繰出金ということでずっとやっていたと思います。それがちょっと会計上おかしいというご指摘を代表監査委員さんからいただきまして、本来はその土地開発の事業の会計は特別会計で行うべき。一般会計がそれを負担する。繰出しということは負担をしてしまうということですので、そのやり方はおかしいと。貸付けにして、特別会計のほうで上がった収益をもって、一般会計に返すべきであるというようなご指摘を受けまして。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） それじゃ、もう一つお聞きするのですが。万が一、そういうことはあってはいけないのですけれども、その整備された土地が売れなかったとき、これ、貸付金がずっと残ってしまうわけですけども、それが私は気にもなります。そこら辺はどういうふうに処理なさるおつもりですか。その時点で投資というのはもうないですよ。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） その点につきましても相談の中で出てきましたけれども、万が一、そのようなことになった場合は貸付金というところを外しまして、税金などで言う不納欠損的な扱いにしまして、そのまま繰出しやったというような方法を取るということにいたします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） そのほうがある意味分かりやすいというのは、やっぱり特別会計の中で民間の方との売買がありますので、じゃ、町としてはどれぐらいのそこに対する負担をしたかというのが、やっぱりここで明らかになると思いますので、会計上、監査委員さんもそういう指摘を受けたのは、そこでしっかりと把握ができると思いますか、そういったこともあると思いますので、もちろん、貸付金をしてその貸付金が丸々返ってくればいいんですが、今まで申し上げていますように、大体宅地造成しますと幾区画かで四、五百万円町の上乗せ負担というのが想定される場所もありますので。

そういったことで、じゃどれぐらい不納欠損を上げたのかとか、どれぐらい投

資したのかというのが分かりやすくなると思いますので、それが次の投資への指標にもつながっていくことになりますので、またご理解をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 一つは、55ページの左側、29歳以下の新婚夫婦への支援制度を申請するため補助金を補正するというのですが、これは県の事業で、それはそれでいいのですが。でも、最近は晩婚化ですよ。30代で結婚というのが普通になってきている時代で、そこらには何もありませんか。そのことを考えると、町独自の施策も必要になるのでないかと。

それに、30歳以下の新婚さんにだけそういうのがあるのはちょっと、僕は今の時代、違和感を覚えるのですが。もっと積極的に、県がするとしたら町がそれ以外の部分を補う。

ただし、晩婚といっても40以上、50以上で結婚された方にどうするかっていうのはちょっと考えなあかんとして、30代でも子どもは十分産めるといえるのですか、そういうこともありますので、考えていいのではないかなと思います。

それと、さっきの土地の会計の貸付けの話ですけど、売れなかったらどうするかって、それは資産で残ります。財産で。だから、単純には赤字にならないです。それをもう売らないって決めて処分するときに、初めて損金が発生するわけで、そのときにはどう処分するかというだけの話ですから。会計は特別会計ですから、そういう運営をすればいいということだけ言っておきます。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 結婚の支援金のことでございますが、国の補助におきましては39歳以下についても制度がございますので、29歳以上であっても補助を受けることができることになっております。国の場合は、結婚されて、その後、新婚生活に係る経費としまして上限30万になってございます。

○議長（中村勘太郎君） 6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 平均してあまり差がないように町で調整するということが必要になればやってほしいということです。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 二、三点お願いします。

まず、53ページ、媒体としてPR、情報を発信するという委託ですが、内容、例えば雑誌ですとか、いや、動画だとか、SNSだとか、その委託の内容をもしも分かったらお知らせください。どういう形でやられるのかという点が1点です。

それから、同じく今の少子化のところのお金ですが、これは当然、永平寺町に在住というふうな形ですね。もちろんそうですね。

それと、できましたらこの55ページのどこに、例えば上志比地区のどこか、分かったらお教えいただけるといいのではないかなというふうに思っています。

話によると、もう決済も決まっているのだということであれば、例えば上志比のところ、いや、永平寺の北地区だとか、分かれば非常に助かるなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 情報発信のことについてですが、子育て世代に役立つ情報発信ですとか、イベントを開催するコミュニティがございます。そのコミュニティが年1回発行する新聞がございますので、そのコミュニティが開催するイベント時に配布します、また県内の幼稚園、認定こども園等に配布しているものでございます。

その中で、新聞の中の一部の広告について、広告の中で永平寺町の暮らしやすさの情報発信をしていきたいと考えております。

55ページ左側につきましては、新婚への支援については町民の方が対象でございます。在住の方が対象。

55ページ右側のほうの既に交付した方の場所でございますが、それ今手元にございませんので、後ほどいたします。

○議長（中村勘太郎君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 先ほどの53ページのコミュニティという、何か雑誌か新聞があるのですか。コミュニティという新聞というのですか。年1回だけでしょ、今おっしゃったの。年1回の配布ということで、例えば今言う保育園とかどこかそこに。どこに配布っておっしゃっていましたっけ。何か子育ての場所とか何とかっておっしゃっていたような気がするのですが。ちょっと分かりにくかったので、もう一度お願いします。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） コミュニティといいますのは団体のことでござい

ます。その団体がイベントですとか新聞などを発行しているということでございます。

そのコミュニティが開催するイベントは年1回で、そういう子育ての世帯向けに開催しているイベントでございます。参加されるのは県内の方々です。

配布数はそのときに配布をしますし、また福井市ですとか坂井市、鯖江市などの幼稚園、認定こども園などにも配布されます。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 団体名が「コミュニティ」じゃなくて、団体がコミュニティとか何かそういうイベントがあって、そこに今の委託した団体が行ってという話ですか。

それと、年1回のイベントに例えば配布物が5,000部か1万部か何か新聞の広告があるとするらしいのですが、今、子育てをやっている保育園とかっておっしゃっていましたが、そこにそういうものが行き渡るのですか。内容がよくわからないのですが。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） まず、子育て世代に役立つ情報発信ですとか、イベントをするコミュニティのある団体がございます。「ふくまむ」という団体があります。そちらが年に開催するイベントの中で、新聞ですけれども配布していただけます。新聞は3万部を発行することになっています。イベント時に配布と、あと福井市、坂井市、鯖江市などの県内の幼稚園、認定こども園のほうにも配布される。幼稚園に配布される。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この目的は、町外の子育て世代に永平寺町の取組を、この永平寺町で住むとろんないこういうサービスもありますよ、というお知らせをそういう世代をターゲットにしている「ふくまむ」というところが、イベントでとか各幼稚園とかに3万部、永平寺町の載ったそういった情報を発信していただけるお願いするという予算ですので、町の取組をいろんな子育て世代に知っていただいて、永平寺町に住んでもらおうという情報発信の一つの予算ですので、ご理解をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） それでは、休憩を取りまして、その後、学校教育課関係を

行いたいと思います。

よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時40分 再開)

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいまえい住支援課長のほうから答弁を求められていますので、発言を許します。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 先ほど上田議員からご質問がございました住宅支援事業でのまず実績の件でございます。多世代同居リフォームについて、当初4件ございますが、いずれも松岡地区でございます。

今回計上させていただきます2件について、相談を受けているのが松岡地区1件と永平寺地区1件でございます。

子育て世代と移住者への住まい支援事業につきまして、当初予算では2件ございますが、いずれも松岡地区でございます。2件補正で計上させていただいておりますが、いずれも松岡地区でございます。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 次に、学校教育課関係、56ページから58ページを行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） それでは、学校のほうお願いいたします。

予算説明書56ページの左側になります。

学校再編整備事業でございます。

準備会のことをちょっとお話しさせていただきますと、準備会のメンバーといたしましては、志比北小学校の関係で今9名の方いらっしゃいます。PTA会長さん、また副会長さん、また振興会の方々、また幼稚園の先生方々がいらっしゃいます。

志比小学校のほうは8名の方いらっしゃいます。同じくPTAの会長さん、副会長さん、公民館長さん、また幼稚園の保護者代表の方、あとは各小学校の先生、

校長先生4名ということで、計21名の統合準備会でなっております。

その統合準備会において学校指定品について協議の結果です。体操服は志比小学校のデザインに統一するということになりました。保護者の購入費用の負担軽減として、志比北小学校25名に対して体操服、またゼッケンの2セットを支給するための消耗品、88万5,000円を予算計上するものでございます。

また、同じく統合準備会のほうではスクールバスの運行計画についても協議しておりまして、統合までにはしっかりとした運行計画、また安全対策を考慮していく必要がありますので、運行ルートを実際に走らせまして試験運行をし、状況を確認するためのバス借上料、29万7,000円を予算計上するものでございます。

次、56ページの右側お願いいたします。

教育ネットワーク整備事業でございます。

当初予算に計上いたしました、タブレット活用支援員の配置につきまして、国庫補助金の交付決定を受けましたので、事業費の2分の1に当たる36万円を一般財源から補助金に財源組替えするものでございます。

57ページお願いいたします。

これも財源組替えになります。左側、部活動地域人材活用事業でございます。当初予算に計上いたしました部活動外部指導者の配置につきまして、県補助2分の1を受ける予定でしたけれども、新たに県のほうが県委託事業を創設されまして、当初予算の歳入予算78万円を減額いたしまして、事業費の全額、10分の10になるのですが、157万9,000円を補助金から委託金に財源組替えするものでございます。

同じく、57ページの右側になります。

楽しいおいしい給食事業費でございます。こちらにつきましては、子育て支援課と同様です。エネルギーとか原材料などの価格高騰、また円安による物価高騰などによって、食材が高騰していることを受けまして、材料費の設定額を11%増額分の賄い材料費712万3,000円及び、補助金17万6,000円を合わせて729万9,000円を予算計上するものでございます。

最後、58ページの左側になります。

これは松岡中学校のほうになるのですが、教育振興諸経費でございます。松岡中学校の東京・千葉方面への修学旅行において、6月2日の大雨による東海道新幹線の運休に伴いまして、追加の宿泊を余儀なくされ、同日帰る予定のために予

定していた、米原駅から学校間のバスなどのキャンセル料が発生したため、災害時の特別措置として保護者負担分を支援する費用としまして、バス借上料23万円を予算計上するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

5番、清水君。

○5番（清水紀人君） 57ページ、楽しいおいしい給食事業についてなんですけれども、ここで発言していいのかどうかちょっと分かりませんが、現在、中国で日本の水産物の輸入禁止を行っています。それで、少しでも応援できないかと考えます。

給食事業の予算内で水産物の量を増やすということはできないでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 実は町も何かできないかなというふうに考えている中で、町なかで魚の割合、また肉の割合、また地産地消の割合、そういったのも一回やりながら、やっぱり日本国内の水産の皆さん困っている状況ですので、そういったのは一自治体も何かできるということは大事かなと思いますので、また一度子育て、そして教育委員会の中でどれぐらいできるかというのを一回検討、ちょっとスピード感をもって何かできたらなと思いますので、またできるかできないかも併せて報告させていただきます。ありがとうございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございせんか。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 58ページの左側ですけれども、松岡中学校の修学旅行のバスキャンセル料というのですけれども、翌日1日遅れて帰ってきたと思うのですけれども、そのときにそのバスは使っていないのですかね。使っているとすればキャンセル料というのは発生しないと思いますし、当日、新幹線が動くか動かないか分からないという状況だったので、一旦、米原駅までバスが発車してしまっていたのでしょうか。そこら辺の確認をひとつしたいのですけど。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 経緯をちょっとご説明させていただきます。

6月2日になります。当初、14時33分発の東京の新幹線に乗る予定でした。米原駅には16時47分に到着するというところで、米原駅に3台バスを帰り用に

予定をしていたということです。

当日の14時台にはバスは調整しながら福井を出発していたということになります。この時点ではまだ東海道新幹線の運休の情報がなく、ただ、新幹線がちょっと遅れているということだけの情報だったそうです。

16時15分、東海道新幹線が新横浜駅で大雨のために停車しました。この時点で迎えのバスは既に3台とも米原駅に到着しているということでございます。

よろしいですか。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 翌日はバス使っていらっしゃいますよね。迎えにいかれていますよね。その中で、ということになってくると、バスを使用しなかったわけではないので。使用していますよね、翌日になっていますけれども。経費としては、その当日、6月2日の日に迎えにいったという人件費及びガソリン代、それから高速道料金というのは経費としてかかっているのですが、そのキャンセル料はそういったものを計算されてのキャンセル料ですか、それとも単純に運賃が、バス料金が、借上料が幾らであったから、それに対する何%というような出し方での取消料ですか。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） バスは一旦帰っています。そのバスの借上料と高速代の分のキャンセル料がかかっておりますので、お願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 長岡君。

○2番（長岡千恵子君） いや、このキャンセル料の算出の仕方が実費経費に対する出し方をしているのですか、それとも借上料に対するパーセンテージで出しているのですかって聞いたのです。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） パーセンテージではありません。借上料です。全額ということです。お願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） ちょっとつけ加えてです。

当然ながらこういうことありますと、旅行会社のほうから保険が出ます。上限として1人当たり1万5,000円になるのですけれども、横浜からホテルに移動するときにかかる費用と、また宿泊代が1万4,000円ぐらいかかっていた

のですが、それを含めて1万5,000円は全て使ってしまったということになります。

それ以外に、今言うバスのキャンセル料が発生しましたので、それは賄い切れないということで、何とかこちらのほうで支援できないかということで予算計上させていただきました。

これは私らが積算したわけでもございませんし、バス会社のほうから請求された分になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 56ページ、再編整備事業であります。まず体操服のことがあります。準備会でどんなご意見が出たのかなということをお聞きしたいと思います。

通常、2セットあれば日常の生活に支障がないのかどうかということですね。体操服毎日学校で着るということになると、冬場なかなか洗濯が追いつかないというときには、通常何セット子どもさんを持つ親はお持ちなのかなということも含めて、少し説明をお願いいたしたいと思います。

あと、スクールバスについてはもう1年以上前になりますけど、保育園の悲惨な事故があったのですけれども、これは小学校を対象にということではありますが、それでも万が一のことがないように含めて、準備をされるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 実は制服も支給をという話があったのですが、それよりは体操服のほうを支給いただきたいと。今滝波議員が言われるみたいに、替えの部分が欲しいというので、2部欲しいということで保護者のほうから要望がありました。

これは学校側のほうから再度アンケートを取った結果にもそのように書いてありましたので、準備会の中では制服よりは体操服2枚、2セットを決めましょうということでそのようになりました。

あと、スクールバスの件です。当然ながら今いろんな事件が起きています。置き去りとか、そういうこともあります。これも準備会の中ではそういうことがないように何か対策をということなので、今スクールバスの試験運行なんかの費用には入ってございませんけれども、今後、そういうことの置き去り防止ですか、

そういうシステムを考えていく、検討する必要はあるかと思っております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 私も今質問があった56ページの左側です。

一つは、スクールバスの導入ですけれども、基本的にはプランについて初めて予算化されたという問題でもありますから、そこは私の立場は変わらないですが。

スクールバスの導入というのは、この地域、統廃合したところだけが対象ではないですよ。受け入れる側の地域も対象になっているわけですよ、この場合は。

となると、ほかの地域、例えば上志比の浅見なんか、冬期間は自分たちで車を確保して送迎している、お金を払って、そういうこともありますので、それとの整合性をどうしていくのか。ほかの遠い地区についてはどうするのかというのが一つ。

あと、中学生はどうなるのか。これに乗れるのか。何でそんなこと言うかというのと、私ら栃原から永平寺中学校へ行かれています方は、今どう行っているのか知らないですけれども、ひょっとすると自転車で通っているときには、普通は浄法寺橋を渡るのかなど。あとちょっと雨が降るなど荒れたときは、ほぼ保護者が送迎しているのでないかな。それは橋を渡ることがあるので、そういう意味では中学生は大変ですね。

特に浄法寺橋については強風が吹いているときには、自転車で通れないと思います。何でこのこと言うかというのと、以前にも言ったことありますけど、大野に唯野から柿ヶ嶋へ抜ける道があるのですが、そこに永平寺橋と同じような橋がありました。そこで自転車に乗った高校生が強風にあおられて、河原へ転落して亡くなった事故がありました。以前から改修してほしいという話があったのですが、それで事故があつてすぐに新しい橋が架かった経緯があります。

つまり、通学路の問題で言うとスクールバスの導入ですから、そういうようなことも含めて全体を一回考えた上でスクールバスの導入をどうするかというのを考えるのが普通じゃないかと。

僕はコミュニティバスをスクールバスに変えた時間帯をつくってはどうかというのをこれまでも言ってきましたし、その費用負担も含めて無料にすべきではないかって言ってきたのですが、その辺、全協でこういうことを、スクールバス

の導入について考えているっていう説明はあったのですが、十分な論議をされているとは思いません。そのことなんかも含めてやっぱり考えないといけないのではないかなと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これ、一回全員協議会で説明しています。今回、スクールバス導入に当たって、2キロを超えるところの町内の小学生のコミュニティバスは今お金をいただいています、2キロを超えるところは無料にしようということも今総合政策課の中で、これは全員協議会の中で一回お話をしております。

そういったのも踏まえて、町の中の子ども、特に中学校はまだ今お話聞いてないのですが、中学校は栃原だけではなく、渡新田であったり、御陵地区であったり、それこそ上志比、遠いところから通われている方もいますので、自転車通学になっていますが、そういったものもありますが、今回のスクールバス導入に当たって、永平寺町全体のコミュニティバスの利用の無料化というのもよく言われていましたけど、ただ全てではなく、今回スクールバスを走らせる2キロを超える距離のところの子どもたちには、そういった対応を取ろうというのを今検討しているといいますか、それに向けて総合政策課の中でも進めていることは、全協議会の中でお話をさせていただいております。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） すみません。金元議員から対象者の範囲ということですが、一応鳴鹿、また轟、飯島、そこ子どもさんたちもスクールバスの搭乗の範囲というか乗せる範囲としております。

また、中学生はという件ですが、今後、スクールバスについては補助金で購入をしようということを今考えております。これも全協のほうでお話しさせていただいておりますので。そうなりますと中学生は対象になりませんので、そこら辺ご理解いただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 中学生は対象にならないという話を聞いたので、そこらも含めて一度論議が必要ではないですかと。

それは前から言っている、これは前の話ですけど、御陵の中学生なんかはもうそれは自転車通学で行っているというのですが、冬期間は五松橋にしろ、福井大橋にしろ、五松橋の横の歩道橋、除雪していない時間帯がありますからね。最近早くまりましたけど。そこを歩きも含めて自転車で通うなんてことしてないじ

やないですか、現実的に。それをどうしていくのかということも一度きちっと論議しなければいけないのでないですか。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 中学生の通学につきましては、コミュニティバスの下校時間等も、子どもたちの下校時に合わせた発着を今なるべく学校と調整をしながら走らせています。これも数年間続いていると思います。

それと、やはり私も朝交通指導していますと、雨の日はやっぱり自転車通学の子どもはほぼいない。ただ、送り迎えしてくれる家庭があるうちはいいのですが、してくれない家庭のために、じゃどうしていくとか、そういったことは必要ですね。

ただ、今回のこの議案については、今小学校のスクールバスのことで、また中学校については違う角度で議論をしていますので、またそういった点もご理解をいただいて。決して何もしていないのではなしに、コミュニティバスの発着の時間帯とか、そういったのは合わせておりますので、またよろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 教育長。

○教育長（室 秀典君） 今町長が言ったとおりですけど、松岡中学校の場合は雨天の場合とか、冬期の自転車通学は禁止になりますので全て送り迎えですね。それから、永中、それから上中も同様に、天候が悪いとき、それから冬期については全て保護者の送り迎えというふうなことを校長のほうから聞いています。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 以前から私はコミュニティバスをスクールバスみたいに利用してはと。200円が100円もらっていますからね。——50円か。50円でない。20日利用すると月2,000円になるという話をしています。それをなくしてくださいという話随分してきたのですが、どうも行政は一步前進できないのかなと思っていました。

ただ、ここでそういう話がやっぱり出たということは、統廃合に絡んでいますけれども、僕はやっぱり町内全体、御陵の人は保護者の送迎が一つの原則みたいになっているという、それはちょっとかわいそうでないかなと率直に思うところです。

ほかの人たちももう最近は保護者が送迎しているのが多いですけどね。そういう実態はあるにせよ、本当は自力で通える条件づくりというのが大事なのかなっ

て思うところです。

今回初めて統廃合に関する、「再編」と書いてありますけどね。統廃合ですからね。統廃合に関する予算が出てきました。そこら辺についてはまた最後のところで判断していきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次、生涯学習課関係、58ページから60ページを行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（朝日清智君） それでは、生涯学習課関係についてご説明いたします。

予算説明書58ページ右側をお願いいたします。

文化会館施設管理諸経費、補正額40万9,000円につきましては、上志比文化会館サンサンホール入り口自動ドアのセンサー棒を含む装置が故障し、風除室外側と内側の自動ドアが連動して開閉できない状況でございますので、連動の制御を解除し、内側のみ自動で開閉できるよう対応しております。

この自動ドアは1993年製であり、サンサンホール完成当時から更新しておりません。経年劣化による故障と思われ、今回装置一式を更新するものでございます。

次に、59ページ左側をお願いいたします。

保健体育総務諸経費、特別旅費、補正額32万4,000円及び負担金1万2,000につきましては、本町のスポーツ推進委員会が11月に開催されます。令和5年度第64回全国スポーツ推進委員研究協議会青森大会において優良団体表彰を、また本町から2名の委員が30年勤続スポーツ推進委員表彰を受賞するため、会長1名、委員2名、事務局1名の旅費及び負担金を計上するものでございます。

また、先ほど財政課長からご説明ございましたが、地域スポーツチームによる地方創生支援事業補助金、補正額270万円につきましては、企業版ふるさと納税を原資に株式会社永平寺町ハンドボールまちづくり推進機構に補助するものでございます。当初予算及び6月補正で2,286万円を計上しておりますが、その後納税された300万円の9割分、270万円を計上するものでございます。

企業版ふるさと納税活用支援事業補助金、補正額1,008万円につきましては、こちらもさきの件と同様、企業版ふるさと納税を原資に、九頭竜川パドリングセンターにカヤックスクール施設整備分を補助するものでございます。補正額は納税額の1,120万円の9割分となります。

次に、ページ右側をお願いいたします。

体育施設管理諸経費、委託料、補正額361万9,000につきましては、緑の村ふれあいセンターから緑の村グラウンド、緑の村グラウンドから町営諏訪間団地までの、町道沿いの桜や雑木が道路や電線に影響を与える支障木となっております。緑の村には上水道の配水池、四季の森複合施設、体育館、グラウンドなどを配置しており、昨年、電線が枝との接触でショートし断線した事故が発生。当該施設等に支障を来すことがございました。桜の剪定時期は落葉期が適切であることから、今回補正をお願いするものでございます。

次に、60ページ左側をお願いいたします。

体育施設管理諸経費、緑の村ふれあいセンター管理費、補正額117万1,000円につきましては、まず修繕料26万2,000円でございますが、通用口の屋根パラペット修繕11万3,300円は、ふれあいセンター南側の通用口の屋根金物・笠木一部取替え、また防水シーリング材の補修を行うものでございます。

竪樋修繕14万8,500円は、ふれあいセンター正面西側の壁に取り付けてあります竪樋を修繕するものでございます。工事費90万9,000円につきましては、工事履歴により、平成12年に屋根修繕を行った箇所の一部破損やシール材の剥離が確認され、雨漏りの原因と特定いたしましたので、補修材を塗布し、修繕を行うものでございます。

以上、生涯学習課関係の説明といたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 60ページの左側ですが、緑の村ふれあいセンターの修繕というのは体育館の話でしょう。

いつも思うのですが、何であんな建て方したのかなというのはいつも言っていますけど。いわゆる体育館本体でなくて。

出入り口でなしに、それに取り付けてあるホールのある建物。あそこ一帯の建

物。屋根のいわゆる形状を変えたらいかがですか。例えば上に貼るスレートとかそういうトタンになるのかわからないですけど。

いわゆる雪が体育館から落ちてくるのを、普通のあれでいくと上から下へただ屋根の凸凹がついているというのか、それをあっさり雪の流れる方向にするとか、そういう凸凹をなくしてしまうとか。根本的に変えないと際限なく出てくるので、やっぱりそういう建て方にしたということが異常な問題があるのですけど。何か根本的に対策を考えるということをしらないのですかね。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（朝日清智君） ただいまのご質問ですが、ふれあいセンター大屋根のほう、体育館の上の屋根と多目的ホールの屋根、あそこの合流地点はもう既に、もともとはトタン屋根の瓦棒という堅どいがある屋根でしたが、もう既にそこは平たく改修してございますし、昨年、緑の村体育館のほうの屋根から落雪がないよう雪止めを施工しておりますので、雪の移動というのは大分改善されております。

今ほど言われました根本的な解決に向けては、あの施設も平成5年に建てられた建物でございますので、近い将来、大規模改修を行う必要があると考えております。また、その際にはそういった屋根の形状でありますとか、そういったことも検討の一つとしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○河合町長 実はまだいろいろな設計とか調査が必要になるのですが、ソーラーパネルを載せるとき、あそこの建物実は南を向いていまして、ただ費用対効果が合うかどうかはあるのですが、一番効率がいい場所にあるのが実はふれセンというデータも出ております。ただその強度があるかどうかとか、その強度を保つのにまた建てるほどのお金がかかってしまうのではできませんが、そういったことも併せて。それができますと、今度国の補助を使いながら修繕ができていくというのもあります。

もう一つは、雪止めを去年させていただいて雪は落ちてこないのは確認できているのですが、やっぱり冬期間、あそこの入り口はやっぱり使わないように職員入り口を使うように。ただ、それもずっとやっていくわけにはいきませんので、もう一回雪が雪止めをしても、落ちることを想定した何かそういったものも補強していかなければ、冬期の間はあそこの入り口はやっぱりなかなか使えない。

その入り口は違う入り口を使うようにとは今指示をしておりますが、教育委員会、どういうふうな判断をしているのかはまた確認しますが、そういったところもしっかり養生をしていかなければいけないと思いますので。

いかんせん、あそこおっしゃるとおり、なぜこの角度でこの屋根があつてこうなのかというのはやっぱり疑問に思うところは多々ありますが、そこをしっかりと住民の皆さんのけがとか万が一なことがないように、またその施設のしっかり維持していくことも大切ですので、そういったこと併せていろいろなこと考えながら進めていきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） ちょっとお教えてください。

屋根のこと今お聞きしましたので。

59ページの、要は木を切る件ですが、大体何本ぐらい切つて、いつ頃からやるのか。金額にして結構320万はいい金額ですね。300万というと何本ぐらいになってくるのか。

よく私走るのですが、今結構オレンジのテープが巻いてあるのを切るのかな、沢山ないような気もするのですが、そこら辺りもちょっとお教えいただけると助かります。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（朝日清智君） 何本ほどっていうご質問ですが、何本という積算はしてございません。ここ感覚の問題やと思うのですが、上田議員はびっくりするほどではないということですが、再度現地に行きますと電線がほとんど木の中を通っているような状況です。北陸電力さんも本当に危ないというところについては、被覆と支障木についてはマークしたりして切つていただいているのですが、それ切りっぱなしです、北陸電力さんは。その場に置いて。それでもやっぱり相当支障木といいますか、そういったいろんなものに影響を与える木がありますので、何本というわけではないのですが、このエリアを見積もりしてもらったところ、この金額が出てきたということです。

もう結構頭の上をトンネルになるような状況になってございますので、当然、先立っての燈籠ながし、あのときもシャトルバス、大型バスが通っているのですが、結構頭に当たるような状況でございましたので、その辺を解消したいと思ひまして、今回計上させていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 分かりました。木を切る、何本か切るというのでなくて、
全体的に枝落としてきれいにやるよという発想ですね。よろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次に、消防本部関係、60ページから61ページ
を行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（宮川昌士君） それでは、消防本部関係の補足説明をさせていただきます。
説明書の60ページ右側をお願いいたします。

防災対策推進事業177万9,000円につきましては、町内21地区へ消防
ホース、また消火栓ハンドルなど消防施設整備費補助金を交付するため、補正を
お願いするものです。

これは、今年度5月31日までの地区要望受付により、新たに町内21地区よ
り消防施設整備に関する要望書で、消火栓での初期消火に使用する消防ホースな
どの整備要望が提出されたことにより、現地を確認いたしまして早急な対応が必
要と思われたため、整備補助を行うものでございます。

続きまして、61ページ左側をお願いします。

非常備消防事務所経費78万6,000円につきましては、消防団員の公務災
害防止のため、耐切創性手袋230双を整備するため、補正をお願いするもの
です。

なお、本整備は令和5年度消防団員安全装備品整備等助成事業を活用いたしま
す。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 消防長。

○消防長（宮川昌士君） それでは、21地区をお知らせいたします。

松岡地区行きます。志比塚、薬師3丁目、芝原1丁目、芝原2丁目、芝原3丁
目、上吉野、下合月。永平寺地区行きます。志比、東諏訪間、山、光明寺、轟、
鳴鹿、谷口、花谷、飯島、東古市。上志比地区行きます。清水、山王、大月、浅
見。

松岡地区が7つ、永平寺地区が10、上志比地区が4でございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 今説明されたホースの更新のことですけれども、いわゆる8年未満については2分の1、8年以上の場所については3分の2ということですが、僕は8年未満で消防ホースが使いえなくなるというのはあんまりよくわかりません。現実的には火事の少ない地域ですので、消防用のホースというのはほとんど使わない。使ってみて木綿のホースやったので、弾いたという話があるくらいでしたわ。そのことを考えると、8年未満の消防用のホースが傷むというのはちょっとどんなのかなって率直に思うところです。

ただ、そうは言うものの、どうせやっぱり地域の自主防災も含めて、もしものときに活用するホースですから、3分の2と言わず以前の8割補助に戻してみんな支援してはいかがかないとも思います。そうやって言っていて、2分の1がやっと3分の2になったのですが、その辺はどうお考えでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 消防長。

○消防長（宮川昌士君） それにつきましては、毎年ですが、1月の区長会のところで区長さんのほうに補助の説明はさせていただいております。消防ホース耐用年数8年と定めております。それも8年過ぎても使用に耐え難い。こちら現地調査をしておりますので、水漏れだとか、例えば使用せずにずっと巻きっ放しでありますと、中にゴム引きのゴムが入っておりますので、その劣化とか、いろんなことを考えまして、3分の2という数字が一部出てきたのですけれども、それを全部今から8割というのは、ほかの地区でもいろんな要望がたくさんございましたら、また考えていきたいなと思ってはいますが、今のところ、現行でやらせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） それがなかなか難しいなら、少なくとも8年未満の消防用ホースの更新という、やっぱり例えば地域でいつも訓練なんかして引きずって歩くから傷むだとかいうことがあると思います。それは非常に意味いいことやと。そういうことやられていて8年未満で破損したということになればいいことやと思うのですが。

こういう、要するにホースの更新について差をつけることなく、少なくとも一

緒にしてはどうかとは思いますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（中村勘太郎君） 消防長。

○消防長（宮川昌士君） 町内によってホースの使用頻度も違います。訓練の状況もありますけれども、消防本部で使っている、常備が使っている消防のホースにつきましても、品物も違いますけれども、15年以上はもつような、ちょっとした引きずりでも大丈夫なような強固なものになっております。

町内のホースにつきましても、軽くて誰でも使用できるような仕様になっておりまして、圧力も9キロと。消防本部においては16キロ、約2分の1の圧力に耐えられるようなホースになっております。

それとまた、消火栓の制圧、圧力もありますので、ホース1本ないし2本、多いところでは3本、ボックスに入っているところもあります。全部つなげて使用するに関しては、先の頭のほうの圧力は落ちますが、1本、2本で使用するときにしましてはかなりの圧力が来ます。そういうようなのも一応考慮しまして、こちらのほうできちっと現地で確認させていただきまして、物も見させていただきまして、それで判断をしているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） まず、ホースの補助でありますけれども、例年、ここ最近では各地区から要望が来ているということでありまして、自主防災組織が整備されてからそういったところへ地域の目が行くという、非常にいいことだろうと思っております。

ただ、区長さんによっては、あるいは地域によってはそこに熱心な人とそうでない人がいたりとか、あるいは地区の財源がなかなか厳しいところは、補助があっても自己負担があるということで、二の足を踏んだりということもあるのかも分かりません。

消防のほうで全体的に全部見渡すということにはできないのだろうと思っておりますけれども、そういった気になる点とか、ここ数年やってきていますから、かなり浸透はしてきているのだろうと思っておりますが、全体的に見て消防のほうでは、別に地区名はいいのですけれども、まだまだ完備されていないというか、あるいは更新できてないというところがあるような、全体的な評価というのはどういうようなところがお持ちか、一度お聞きをしたいなっております。

それと、61ページの特定財源のところ、これ、どこからの特定財源か、も

う一度教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 消防長。

○消防長（宮川昌士君） 1つ目のご質問のほうで、各町内のボックスと消火栓のホースとの申請の状況ですけれども、ほぼ全地区、毎年ではありませんが、ここ過去5年の間ではほぼ全地区のほうから何らかの形で申請がございます。

また、自主防災の訓練とか、また町内での消火訓練とか、いろんな訓練ございます。消防本部、また消防団、それから防災安全課も連携を取りまして、いろんなところでこういう品物の老朽化、または経年劣化ございませんかということで問合せもしております。

また、区長会のほうではこういうことがありますということで、写真とか物の写真、そういうようなのを区長会のほうで提示させていただきまして、5月31日までにもしよろしければということでご要望をいただいているところでございます。

それから2つ目になりますが、非常備消防事務諸経費の耐切創の手袋78万5,000円につきましては、消防団員安全装備品整備等助成金の補助10割で活用させていただいております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 今の助成金の出どころですけれども、消防団員等公務災害補償等共済基金というところからの助成です。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今の特定財源の出どころですけど、これ、町村会の中にあるのかな。

それと、今ほど消防署からの消防ホースについては、もう全地区から出てきてここ5年でかなり完備されてきたってということで、そういった意味ではその更新はおおよそできているなっていう評価なのかなと思います。

そうなりますと、いわゆる自主防災組織の中で次に必要なものとか、もう少しここを重点的に装備の更新または設置したほうがいいな、というようなところがありましたら教えていただけたら。

○議長（中村勘太郎君） 消防長。

○消防長（宮川昌士君） 今ほどのご質問ですけれども、ちょっとご紹介しますが、過去5年の間で何地区要望があったかご紹介いたします。

○議長（中村勘太郎君） ホース以外に整備されてきたと。それは分かったと。

次に、ほかの要望があるかどうかということ。

○消防長（宮川昌士君） 今のところ、消防関係のほうでは消火栓のボックスの中に入っているものでは、こちらはございません。今のところはもう満たされていると思っております。

消防本部関係ではございませんが、自主防災のほうでこういうものを欲しいという要望は消防のほうでも聞いております。

防災安全課の要望はございますが、消防本部での要望はございません。

先ほどの耐切創の手袋ですが、財政課長からもありましたが、消防団員等公務災害補償等共済基金、国のほうから頂いております。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、これより総括質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） いわゆる今物価が急激に上がって、特にガソリンなんかが上がっている。電気料なんかも引き上がっているということで、商工関係については支援も自治体で見えるなって思うのですが、実は農業も今大変です。今、稲刈りの時期ですけれども、軽油も——軽油だけじゃないですね、乾燥に使う灯油もべらぼうな量を使うことになります。そういうところへの支援。これからまた秋起こしがありますから、これらの支援もどうなるのか。農業関係ではそういうところがなかなか見えないなと思います。

例えば肥料の問題で言うと、肥料の高騰に対する支援を県がやっている。その内容たるや、どういうことかというのと、今の化学肥料を有機肥料に変えて、もしくは安く有機肥料を使うということでどうなるのか。それを計画したら支援をする。大規模農業には合わないです。そんなことをやられても僕らも来ていますけど、申請したことがない。もう既に有機肥料やっていますから、もう変えようがないですね。

そうなってくるとどうなのかというのですが、今のJA見てみますと県一本化になりました。各自治体に対応する窓口や支所なんかがあったりしますが、そこがないですね。具体的に取るというところが。

そうなってくると、今の状況の中でどうしていいのという話になってしまう。

特産物なんかへの支援なんかが見えたりしますけれども、この際その辺も十分考えていったほうがいいのではないかと。ぜひお願いしたいと思います。燃料の高騰がどういう影響を及ぼすかということは、そういうことがあります。

ただ、最近、田んぼは秋起こしをしていないです。そういうところが増えていきます。大きな生産組合では、やっぱり手間がかかる。燃料費がかかるということです。

しかし、秋起こしをしないと次の年やっぱり草が多いという実態もあるので、本当に農業分野でのいわゆる燃料や、そういうものの高騰への支援をどうしていくのかというのをぜひお聞きしたい。

2つ目は、当初には学校の統廃合に関する予算は出ませんでした、6月もなかったです。でも、現実的には進められている状況があった。それはどうするのかといったら、ボランティアでいろいろ準備会には出てもらっていますという話がありましたけれども、それは、僕は一つの詭弁やと思います。

きちっとやっぱりどうしていくのか。今回も6月も町長の所信表明にもそういう学校の統廃合の問題についてはなかったように思いますけれども、その辺はちょっと不思議だなと。その辺はどう考えているのかというのをちょっとお聞きしたいです。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 今ほど一番初めの物価高騰や、電気料の対策へというお話です。今、予定という形でお答えさせていただきたいと思います。

農林関係のお話もございました。昨年度もさせていただいておりますが、電気高騰に対する支援ということで、例えば関係団体の方へということと、あと肥料の高騰化に対する支援、これを今のところ予定をしております。

あともう一つ、交通事業者の方、例えばバス、鉄道会社の方も電気料、ガソリン、これ高騰しております。そういうところに対しても今支援をとというお声もございますので、今後また対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 当初に予算持たなかったのは準備会を設立してから、そしてその現場の声であったり、保護者の声であったり予算を組んでいく中で当初では持たなかったということです。これは何度も説明していると思います。

また、5月、議会から進めるようにということで、いろいろ議論をして、先ほ

どありました制服はいいのか、体操服はいいのか、子どもたちがそこで学ぶ中で違った服だとちょっと疎外感があるとか、そういったいろいろな現場ならではの議論をさせていただいて、ようやく今回この2つが出てきました。

この準備会については、本当に皆さんも傍聴もしていただいておりますし、活発な議論が交わされておりました、その中で今回ようやくといいますか、9月に皆さんの準備の中で進めていかなければいけない予算をお示しさせていただいたことですので、しっかり準備会、先ほど学校教育課長申し上げました21名の委員の皆さん、それぞれ各分野から来られている皆さんの、いろんな思いが込められている予算でもありますので、また皆さんのご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第46号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算について、第2審議に付したい案件がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第46号の第1審議を終わります。

～日程第2 議案第47号 令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第2、議案第47号、令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、を議題といたします。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（多田和憲君） それでは、議案第47号、永平寺町介護保険特別会計補正予算につきまして補足説明をいたします。

議案書163ページをお願いいたします。

款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金8,344万8,000円につきましては、令和4年度の介護給付費及び地域支援事業の精算によりまして返還金が生じたため、補正するものでございます。

以上、議案第47号についての補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

予算説明資料の62ページから63ページについて、担当課の補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 63ページ左側でございます。

令和4年度の介護給付費等の精算によりまして、国庫支払基金、県費等の返還金が生じたので、記載のとおり計上しております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 一言で言うと8,300万ものべらぼうな額のお金をどうして返還するのかということですが、こうなった原因、それは介護保険を契約どおり利用しなかったから、国や県から来た分については返すということですが、そうなってくると会計の状況がどうなっているのかも含めて、ちょっと示していただいたほうがいいのではないかと。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 介護保険の給付費ですが、50%は国、県、町、残り50%が1号被保険者と2号被保険者の保険料ということになります。

1号被保険者の負担率というのは23%でございます。介護給付費については実際負担していただく分には、今の申し上げた率で負担していただいております。

保険料の歳入に当たっても23%分を永平寺町が徴収している。合計金額として約4億円の収入になっているということでございます。

令和4年度の決算の状況でご覧いただければと思いますけれども、令和3年度までの保険料の余剰金ということで、令和4年度では4,000万程度を介護給付費の準備基金に積立てをいたしました。

ですから、それ以外のものについてはお返しするということが必要でございま

すので、国、県、町に対しての50%分、それから2号被保険者に対する支払基金の分の保険料27%分については、お返しするという事になっております。

保険料の必要でなかった分は積み立てる、それ以外の分はきっちりお返しするという事で、べらぼうな金額と言えるものになっておりますけれども、見込みよりは下がったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 丁寧な説明ありがとうございます。

ただ、一つ確認したいのが、介護保険計画つくります。その介護保険の計画がいろんな、特にコロナ禍の状況なんかもあって、計画した利用高にはならなかったことが大きな返還につながっているのだらうと思いますけれども、その辺の確認だけちょっとしたいです。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 議員おっしゃるとおり、3年間の見込みを立てて保険料を決定して運営していくわけですが、第8期についてはコロナ禍をまともに係っていることで、利用に当たっては我慢していただいた部分もありますし、必要以外の分がなかったという言い方もできますし、介護予防にも取り組んでいただいたということも言えると思います。

そういった利用者さん、認定者さん、被保険者の方、皆さんの努力をもって介護給付費が結果的に伸びなかったという言い方になろうかと思えます。

見込みとして1億円投入で介護保険料6,400円を第8期に予定しておりましたけれども、結果として余りが出たということで、皆さんのご協力、ご理解によってこの運営ができたということになります。

令和5年度が最終期でございます。第9期に向けて保険料を算定していくわけですが、現状としては現状維持を目標に試算していきたいということをおっしゃっております。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第47号、令和5年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第47号の第1審議を終わります。

～日程第3 議案第48号 令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算
について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第3、議案第48号、令和5年度永平寺町土地
開発事業特別会計補正予算について、を議題といたします。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(多田和憲君) それでは、議案第48号、土地開発事業特別会計補正予
算について補足説明をいたします。

議案書172ページお願いいたします。

款1土地開発事業費、項2宅地造成費、目4宅地造成事業費195万6,000
0円につきましては、宅地造成のために寄附を受けた土地におきまして測量、分
筆等を行う費用でございます。

以上、議案第48号について補足説明とさせていただきます。よろしくお願
いいたします。

○議長(中村勘太郎君) それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

予算説明資料64ページから65ページについて担当課長の補足説明を求めま
す。

えい住支援課長。

○えい住支援課長(深水正康君) 65ページの左側をお願いします。

宅地造成を前提としました永平寺町清水地係の寄附物件の土地1,650平米
につきまして分筆と測量を実施するための委託料をお願いするものでござい
ます。

以上でございます。

○議長(中村勘太郎君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第48号、令和5年度永平寺町土地開発事業特別会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第48号の第1審議を終わります。

～日程第4 議案第49号 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第4、議案第49号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、を議題といたします。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 議案第49号、上水道事業会計補正予算について補足説明をいたします。

議案書182ページをお願いいたします。

款1資本的支出、項1建設改良費、目10配水設備改良費につきましては、県が令和6年度からの施工を予定しております都市計画道路芝原吉野塚線改良工事に合わせ、新たに配水管を敷設するための詳細設計委託料575万3,000円及び現在谷口地係において施工中の、これも県発注、中山間地域総合整備事業において支障となる配水管の布設替えに係る費用326万7,000円でございます。

以上、議案第49号についての補足といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

予算説明書66ページから67ページについて担当課補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） それでは、上下水道課関係について補足説明をさせていただきます。

まず、説明書67ページ下段をお願いいたします。

まず、資本的支出、配水設備改良費の委託料につきましては、今ほど財政課長が申し上げた概要となっておりますが、本地域のループ化による安定給水及び今後の福井北インターチェンジ周辺地域への企業誘致への相談などへの対応のために、本改良工事と同時施工による工事費の効率化も含め、水道配水管を布設していきます詳細設計業務を令和5年度中に行い、令和6年度以降の県の工事工程に合わせ柔軟に対応をさせていただくため、補正させていただくものでございます。

施工延長は約330メートルでございます。

続きまして、構築物でございますが、こちら、施工延長は12メートル、管布設延長は13メートルでございます。

なお、県事業工事に伴う補償工事となりますので、財源といたしましては国が示している定額法による計算方法により試算しました補償費249万9,000円を収入において県からの建設改良負担金として計上し、布設替え対象区間の配水管の残りの残存価格分76万8,000円につきましては上水道事業における内部留保資金により充当をさせていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第49号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第49号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時55分 休憩）

(午後 1時00分 再開)

○議長（中村勘太郎君） それでは、休憩前に引き続き再開させていただきます。

～日程第5 議案第51号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第6 議案第52号 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第5、議案第51号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第6、議案第52号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第51号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第52号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの提案理由を申し上げます。

まず、議案第51号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算につきましては、追加議案書3ページをご覧ください。

第1条において、歳入歳出それぞれ1億6,007万円を追加し、補正後の予算総額を98億406万1,000円としたものです。

款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の予算額は、4ページ以降の第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

次に、議案第52号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算につきましては、13ページをご覧ください。

第2条において、営業収益を3,640万円減額し、その増額分、営業外収益の増額をお願いするものです。

款項の区分及び区分ごとの金額は、15ページの令和5年度永平寺町上水道事業会計予算実施計画のとおりでございます。

以上、提案理由といたします。

詳細につきましては担当課よりご説明申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 理事者から令和5年度9月追加補正予算説明書を頂いております。また、昨日、9月6日には詳細説明を受けております。これらに基づき十分なるご審議をいただきますようお願いいたします。

議案第51号から議案第52号については1件ずつ質疑を行います。

これより日程第5、議案第51号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算について、を議題といたします。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（多田和憲君） 議案第51号、一般会計の補正予算について補足の説明をいたします。

追加議案書の9ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費3,640万円につきましては、町民及び町内事業者に対する物価高騰の負担軽減策として、上水道の基本料金及びメーター貸付料4か月分を、水道料金から減免するに当たりまして、その相当額を一般会計から補填するものでございます。

款7商工費、項1商工費、目3観光費1,163万3,000円につきましては、稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業の対象となりました事業者が行う施設改修などに補助金を交付するものでございます。

款15災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地災害復旧費640万円につきましては、土砂流入やのり面崩壊などの被害を受けた農地11か所の復旧工事を行うものでございます。

目2農業用施設災害復旧費1,359万5,000円につきましては、復旧に先立つ測量設計委託に49万5,000円及び土砂流入やのり面崩壊などの被害を受けた農業用施設22か所の復旧工事に1,310万円を計上するものでございます。

目3林道災害復旧費7,734万2,000円につきましては、9か所の測量設計委託に684万2,000円、林道のり面及び山腹崩壊33か所の復旧工事に7,050万円を計上するものでございます。

10ページをお願いいたします。

同じく款15の項2公共土木施設災害復旧費、目3公共土木施設災害復旧費1,470万円につきましては、河川2か所の測量設計委託に150万円、道路8か所、河川5か所の復旧工事に1,320万円を計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

8ページにお戻りください。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金3,276万円は、

上水道料金減免の財源とするコロナ交付金でございます。

款16 県支出金、項2 県補助金、目6 商工費県補助金494万1,000円は、稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業補助金の財源とするものでございます。

款19 繰入金、項2 基金繰入金、目1 財政調整基金繰入金1億1,203万7,000円は、災害復旧事業の財源とするものでございます。

款20 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金1,033万2,000円は、上水道料金減免事業及び稼ぐ観光地づくり応援プロジェクト事業の事業費から国、県の補助金を差し引いた金額でございます。

以上、議案第51号の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより第1審議を行います。

予算説明資料に基づき、課ごとに審議を行います。

総括質疑は課ごとの審議終了後、第1審議の終了前にお諮りいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、農林課関係、予算説明書4ページから6ページを行います。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 補足説明としては特にございません。よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次に、商工観光課長関係、6ページを行います。

補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 補足説明は特別ございません。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次に、建設課関係、7ページを行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） 特に補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次に、上水道課関係、8ページを、補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） それでは、補足説明でございますが。

昨日の全員協議会並びに今ほどの財政課長よりのご説明させていただいたとおりでございますので、補足説明はございません。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、これより総括質疑を許可いたします。

総括質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないので、これで総括質疑を終わります。

議案第51号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第51号の第1審議を終わります。

次に、日程第6、議案第52号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、を議題といたします。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（多田和憲君） それでは、議案第52号、上水道事業会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

追加議案書の20ページをお願いいたします。

款1水道事業収益、項1営業収益及び項2営業外収益につきましては、上水道の基本料金及びメーター貸付料4か月分を上水道料金から減免するに当たり、水道料金3,640万円を減額し、その分、一般会計補助金を増額するものでございます。

以上、議案第52号の補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

予算説明書9ページから10ページについて、担当課の補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 予算説明資料10ページでございますが。

今ほど財政課長より説明させていただき、また議案第51号、一般会計の補正予算にてご説明させていただいたとおりでございますので、補足説明はございません。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第52号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算については、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第52号の第1審議を終わります。

～日程第7 議案第50号 永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定
について～

○議長（中村勘太郎君） これより日程第7、議案第50号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（宮川昌士君） それでは、議案第50号、永平寺町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

議案書の183ページから185ページをお願いいたします。

今回の改正点は2点でございます。

1点目は、第13条の2、第1項関係、急速充電設備の1構造及び管理に関する基準を改正するものです。

改正内容は、自動車や原動機付自転車が充電対象となっていました。電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものに拡大するものです。

次に、全出力200キロワットまでとなっていた全出力の上限を撤廃します。

次に、偏圧機能を有する設備本体と充電ポストで構成される分離型の急速充電設備の取扱いについての規定です。利用者が異常を発見したとき、緊急に停止する装置を速やかに操作できるよう装置の位置を明確化します。

2点目ですが、第25条では火災予防の観点から、喫煙所に条例で定めた標識を設置することとしておりますが、平成30年7月に健康増進法が改正され、現在、一般的には日本産業規格（JIS）の標識が使用されていることを受けまして、重複している標識の状況に対応するため、一般的に使用されている日本産業規格（JIS）の標識に統一するものです。

附則として、この条例は令和5年10月1日から施行いたします。

以上、議案の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） これより議案第50号の第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第50号について第2審議に付したい案件はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第50の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

(午後 1時17分 休憩)

(午後 1時18分 再開)

○議長(中村勘太郎君) 休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして本日の日程は全て議了いたしました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日9月8日から9月12日までを休会といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、明日9月8日から9月12日までを休会といたします。

9月13日は午前10時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

9月12日は午前9時より総務産業建設常任委員会、午後1時より教育民生常任委員会を開催いたしたいと思いますので、ご参集のほどよろしくお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午後 1時19分 散会)

